

## ちょっと気になるデータ解説

## データに現れた職場の「いじめ・嫌がらせ」問題

職場のいじめ・嫌がらせ問題がこのところ深刻化し、注目を集めている。ここでは、都道府県労働局に寄せられている「いじめ・嫌がらせ」に関する相談件数の推移をみるとともに、いじめ等に起因する精神障害による労災補償の状況を確認してみたい。

厚生労働省が昨年5月に公表した「平成23年度個別労働紛争解決制度施行状況」によると、都道府県労働局などに設けられている総合労働相談コーナーに寄せられた民事上の個別労働紛争相談件数(1)は、このところ高い水準で推移し、その内容も「いじめ・嫌がらせ」が増加するなど多様化している。

2011(平成23)年度における民事上の個別労働紛争相談件数は25万6343件(前年度から9436件増加)となり、過去最高を記録した。その内訳をみると、「解雇」が18.9%、「いじめ・嫌がらせ」が15.1%、「労働条件の引下げ」が12.1%などとなっており、「いじめ・嫌がらせ」が「解雇」に次いで多い。「いじめ・嫌がらせ」の件数は目立って増えており、最近では09年度に3万5759件(前年度比10.9%増)、10年度に3万9405件(前年度比10.2%増)、11年度には4万5939件(前年度比16.6%増)となっている。また、過去10年間の推移をみると、「いじめ・嫌がらせ」の件数は02年度(6627件)から11年度までに約7倍へと増加しており、総件数に占める割合も増えていることがわかる(表)。

個別労働紛争解決制度では、民事上の個別労働紛争の解決を図るため、都道府県労働局長による助言・指導および紛争調整委員会(2)によるあっせんの二制度が運用されている。2011年度において、助言・指導申出受付件数(9590件)のうち、「いじめ・嫌がらせ」に関するものは1466件で、「解雇」に関するもの(2006件)に次ぐ件数だった。同様に、あっせん申請受理件数(6510件)のうち、「いじめ・嫌がらせ」に関するものは1121件であり、「解

雇」に関するもの(2415件)に次いで多い。

職場の「いじめ・嫌がらせ」問題が深刻化している兆候は、精神障害による労災補償の状況にも現れている。昨年6月公表の厚生労働省「平成23年度脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」によると、精神障害に関する事案において、いじめ等に起因するものが多く含まれている。

精神障害に関する事案の労災補償について、2011年度の「請求件数」は全体で1272件(前年度から91件増加)で過去最高となった。また、労災補償の「支給決定件数」(3)は325件(前年度から17件増加)でこちらも過去最高だった。

この支給決定件数を出来事別にみると、「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」(52件、前年度から14件減少)、「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」(48件、前年度から16件増加)の次に、「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」があがっており、その件数は40件(前年度から1件増加)だった。また、「上司とのトラブルがあった」も16件(前年度から1件減少)あり、職場の人間関係が原因のひとつとなっていることがうかがえる。出来事別の件数は09年度から公表されており、「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」の支給決定件数は、09年度に16件だったのが10年度に39件となり目立って増加している。

(調査・解析部主任調査員 吉田和央)

- (1) 民事上の個別労働紛争とは、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争である。
- (2) 学識経験者によりあっせんを行うために組織された委員会であり、都道府県労働局ごとに設置されている。
- (3) 「支給決定件数」は、2011年度中に「業務上」と認定した件数で、2011年度以前に請求があったものを含む。

表 主な紛争の動向(民事上の個別労働紛争相談件数)

単位: 件、%

	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	09年度	10年度	11年度
内訳別総件数*	113,422	158,378	180,907	200,616	214,204	226,460	268,401	281,901	283,141	305,124
解雇	32,454	47,177	49,031	52,385	51,028	51,749	67,230	69,121	60,118	57,785
(構成比)	28.6%	29.8%	27.1%	26.1%	23.8%	22.9%	25.0%	24.5%	21.2%	18.9%
いじめ・嫌がらせ	6,627	11,697	14,665	17,859	22,153	28,335	32,242	35,759	39,405	45,939
(構成比)	5.8%	7.4%	8.1%	8.9%	10.3%	12.5%	12.0%	12.7%	13.9%	15.1%
労働条件の引下げ	18,699	25,070	28,887	28,062	27,312	28,235	35,194	38,131	37,210	36,849
(構成比)	16.5%	15.8%	16.0%	14.0%	12.8%	12.5%	13.1%	13.5%	13.1%	12.1%

\* 内訳が複数にまたがる事案は内訳ごとに件数を数えているため、内訳別総件数は公表されている個別労働紛争相談件数とは一致しない。  
資料出所: 厚生労働省「個別労働紛争解決制度施行状況」